

みやぎ復興定期便

7月号

～みやぎ復興定期便をお届けします～

宮城県外へ避難されている皆さまへ

宮城県内の復興の動きや各種支援等の情報など、帰郷にお役立ていただく情報をお届けします。

これまでお届けした内容は下記ホームページからご覧いただけます。

<http://www.pref.miyagi.jp/site/ej-earthquake/teikibin.html>



仙台市津波被災者再建支援金制度について

東日本大震災発災当時（平成23年3月11日）仙台市内沿岸部にお住まいだった方は、住宅再建後、下記の要件を満たす場合に、仙台市から世帯あたり一律20万円が交付されます。

1. 制度名
仙台市津波被災者再建支援金制度

2. 支援金の交付額
一律20万円 / 世帯

3. 交付の対象となる方

下記①～③のすべてに該当する方が交付の対象となります。

①被災時に対象区域（下記の図を参照）内にお住まいだった方で、本人や親族が、その住宅もしくは住宅の敷地を所有していた方。

②「被災者生活再建支援金」の「基礎支援金」を受給した方。

③「被災者生活再建支援金」の「加算支援金」を受給した方、復興公営住宅（災害公営住宅）に入居した方、民間賃貸住宅に入居した方など、住宅を再建したことが確認できる方。

※被災時の世帯主が「被災者生活再建支援金の基礎支援金」を受給した後に亡くなっている場合は、被災時に同居していた世帯員の代表の方が申請することができます。申請される方は、被災時に同居していた他の全世帯員の方の同意を得てください。

▼補助対象区域



4. 申請期限

平成30年3月31日まで

5. 注意事項

■申請は「住宅を建築・購入し居住を開始した」「住宅を補修した」「賃貸住宅、復興公営住宅に入居した」など住宅の再建が完了した後に行うことができます。（これから住宅を再建される方も、住宅再建が完了した際には申請を行うことができます。）

■災害危険区域内に居住を継続している方は交付申請を行うことはできません。

■掲載内容は概要です。詳しくは仙台市ホームページ内「申請の手引き（PDF:1,000KB）」をご覧ください。下記6のお問い合わせ先までご相談ください。

6. お問い合わせ先

■仙台市 都市整備局 復興まちづくり課 管理係
TEL:022-214-8560 (9:00～17:00 土日・祝休日を除く)
FAX:022-214-8350

全国避難者情報システム登録について

東日本大震災により宮城県外へ避難した皆さまへの連絡は、「全国避難者情報システム」の登録情報により行っております。大切な情報を確実にお届けするためにも、以下の場合に該当する方は、忘れずに登録手続きを行うようご協力願います。

- ①避難を終了した方（定住、帰郷など）
- ②避難先を移動した方（転居など）
- ③未登録又は誤登録だった方

※登録手続きは、現在お住まいの市町村役場で可能です。

◎現在お住まいの市町村役場（全国避難者情報システム担当）

復興の進捗状況

災害公営住宅の整備状況

宮城県内では、21市町において全部で16,149戸を整備する計画となっています。平成29年3月31日現在では、13,784戸（85.4%）が完成し、入居が進んでいます。

▼災害公営住宅の整備の進捗率（H29/3/31現在）

市町名	計画戸数	着手地区数	事業着手戸数		完了戸数	
			進捗率	進捗率	進捗率	進捗率
仙台市	3,179戸	48地区	3,179戸	100.0%	3,179戸	100.0%
石巻市	4,700戸	118地区	4,302戸	91.5%	3,673戸	78.1%
塩竈市	390戸	9地区	390戸	100.0%	390戸	100.0%
気仙沼市	2,087戸	29地区	2,087戸	100.0%	1,912戸	91.6%
名取市	715戸	3地区	643戸	89.9%	219戸	30.6%
多賀城市	532戸	4地区	532戸	100.0%	532戸	100.0%
岩沼市	210戸	1地区	210戸	100.0%	210戸	100.0%
東松島市	1,122戸	16地区	1,001戸	89.2%	831戸	74.1%
亶理町	477戸	11地区	477戸	100.0%	477戸	100.0%
山元町	490戸	5地区	490戸	100.0%	490戸	100.0%
松島町	52戸	3地区	52戸	100.0%	52戸	100.0%
七ヶ浜町	212戸	5地区	212戸	100.0%	212戸	100.0%
利府町	25戸	1地区	25戸	100.0%	25戸	100.0%
女川町	860戸	25地区	843戸	98.0%	484戸	56.3%
南三陸町	738戸	8地区	738戸	100.0%	738戸	100.0%
登米市	84戸	6地区	84戸	100.0%	84戸	100.0%
涌谷町	48戸	3地区	48戸	100.0%	48戸	100.0%
栗原市	15戸	3地区	15戸	100.0%	15戸	100.0%
大崎市	170戸	6地区	170戸	100.0%	170戸	100.0%
大郷町	3戸	1地区	3戸	100.0%	3戸	100.0%
美里町	40戸	3地区	40戸	100.0%	40戸	100.0%
21市町	16,149戸	308地区	15,541戸	96.2%	13,784戸	85.4%



応急仮設住宅の供与期間の延長について

宮城県では、東日本大震災により被災され、住家が全壊、全焼又は流失するなどして居住する住家がない世帯の方々へ、災害救助法に基づき、応急仮設住宅を供与しているところです。

応急仮設住宅の供与期間の延長について、災害公営住宅の整備状況や地域の復興状況、市町の意向などを踏まえて国と協議していたところ、下記の対象市町について、8年目の延長が認められました。

供与期間が延長されるのは、下記の対象市町で被災し、下記の要件に該当する方が対象となります。延長には届け出が必要となりますので、被災時にお住まいだった市町から送付される案内をご確認ください。

【特定延長の対象となる市町】

石巻市、気仙沼市（継続）、名取市、東松島市（継続）、女川町、南三陸町（継続）

【要件】

特定延長の対象となる市町で被災し、応急仮設住宅が供与され、かつ次の①、②のどちらかに該当する方が対象となります

- ①災害公営住宅への入居や防災集団移転など、公共事業による自宅の再建先は決まっているが、工期などの関係から現在決められている入居期間内に応急仮設住宅を退去できない方
- ②公共事業以外で、自宅の再建（再建先・再建時期）は決まっているが、工期などの関係から現在決められている入居期間内に応急仮設住宅を退去できない方（ただし、気仙沼市、東松島市及び南三陸町で被災された方は除かれます。）

※災害救助法に基づき、延長の対象となるかは、被災時に居住していた市町村を基準として判断されます。

【供与期間の延長・終了に関する手続きについて】

■プレハブ仮設住宅にお住まいの方

入居契約は更新となります。

■民間賃貸借上げ住宅にお住まいの方

貸主、借主（宮城県）、及び入居者の3者間で、新たな契約を締結することとなります。

なお、再契約手続きの詳細については、別途お知らせします。

■供与終了に関する手続きについて

供与が終了する3市町で被災した入居者の方及び特定延長を必要とする6市町で被災し、特定延長の対象とならなかった入居者の方については、7年間で供与が終了となることを県、市町村等の関係機関からご連絡することとしております。

なお、供与終了に関する手続きの詳細については、別途お知らせします。

※参考

【7年間で供与終了する市町：3市町】

塩竈市、多賀城市、山元町（※全て特定延長）

【6年間で供与終了している市町：3市町】

仙台市、亶理町、七ヶ浜町（※全て特定延長）

【5年間で供与終了している市：2市】

岩沼市、大崎市

【4年間で供与終了している市町村：18市町村】

白石市、角田市、登米市、栗原市、富谷市、蔵王町、大河原町、村田町、柴田町、丸森町、松島町、利府町、大和町、大郷町、大衡村、加美町、涌谷町及び美里町

【3年間で供与終了している町：3町】

七ヶ宿町、川崎町及び色麻町

◎震災援護室 ☎022-211-3257 <平日9時～12時・13時～16時30分>



交流会・イベント情報

東日本大震災で宮城県外に避難された皆さまを対象とした交流会・イベント情報をお知らせします。

交流会名	日時	場所	参加費	お申し込み・お問い合わせ先
お茶っこカフェ	毎週月曜日・金曜日 10:00～16:00	生活クラブ生協みつわ台デポ内 (千葉県千葉市若葉区みつわ台3-14-5)	コーヒー 1杯200円	わかば「お茶っこ」しょう会 ☎080-6501-7113 ✉ochako@outlook.jp
足立区新田ふるさと会	7月11日 13:00～17:00	新田地域学習センター教養室 (東京都足立区新田2-2-2)	無料	足立区社会福祉協議会地域福祉部地域福祉課 基幹地域包括支援センター内 ☎03-6807-2460
ほっと安心カフェ	毎月第1・3木曜、第1土曜、 第4水曜 13:00～15:00 (場所により異なります)	都営百人町4丁目第2・4・5アパート各集会室 【10号棟集会室：東京都新宿区百人町4-4-16】 毎月第4水曜 【14号棟前：東京都新宿区百人町4-5-14】 毎月第1・3木曜 【16号棟前：東京都新宿区百人町4-7-10】 毎月第1土曜	200円 (茶菓子代)	新宿区高齢者支援課高齢者相談第二係 ☎03-5273-4594
さいがい・つながりカフェ (※女性向けの交流会です)	毎月第2、第4木曜日 11:00～15:00	埼玉県男女共同参画推進センター4階和室 (埼玉県さいたま市中央区新都心2-2)	無料	埼玉県男女共同参画推進センター ☎048-601-3111 ✉m013111@pref.saitama.lg.jp

※予定が変更になる場合があります。詳しくは問い合わせ先にご確認ください。

宮城県内のイベント情報

7～8月に開催される、宮城県内のイベント情報をお知らせします。

地域	イベント名	開催月日	会場	イベント内容	お問い合わせ先 電話番号
石巻市	石巻川開き祭り	7/31・8/1	石巻市内各所	7月31日は、北上川を開削した「川村孫兵衛重吉翁」への報恩感謝と水難者に対する慰霊、東日本大震災で亡くなった方の供養祭を夕方から行い、同時に北上川にて流燈を行います。また、市内中心市街地では「お祭り広場」、「みこしパレード」、「小学生鼓笛隊パレード」などの各種パレードが開催され、2日目には約6,000発もの花火が祭りの最後を締めくくります。(花火は8月1日19:30～21:00)	石巻川開祭実行委員会 (石巻商工会議所内) ☎0225-22-0145
塩竈市	第70回塩竈みなと祭	7/16(前夜祭) 7/17(本祭)	塩竈市内各所	昭和23年から続くお祭りで、海の祭典としては全国有数の規模を誇り、平成26年度には「ふるさとイベント大賞」において『内閣総理大臣賞』を受賞しました。 日本三景の松島湾内を百隻もの供奉船を従えて御座船「鳳凰丸」が陸奥国一宮鹽竈神社のお神輿を奉安して渡御し、前夜祭には約7,000発もの花火が海上を彩ります。	塩竈みなと祭協賛会 (5月上旬～7/18【予定】まで) ☎022-361-3240 塩竈市観光交流課 ☎022-364-1165
塩竈市	釜社宵まつり	7/5 17:30～20:30	御釜神社	藻塩焼神事の塩竈神楽奉納に合わせ、地元商店街が主催する昔懐かしい夏の縁日。 射的、焼き鳥、綿あめ、フレッシュフルーツなどの屋台のほか、お楽しみ抽選会などが催されます。	本町通りまちづくり研究会 ☎090-4634-5968
仙台市	夏まつり仙台すずめ踊り	7/22・2/23 10:00～20:00	JR仙台駅東口 宮城野通り	平成15年、仙台城築城四百年を記念し始まった「夏まつり仙台すずめ踊り」。仙台駅東口宮城野通りの200mに及ぶ大通り会場には、無料観覧席や特設舞台が設けられます。	「夏まつり仙台すずめ踊り」実行委員会・事務局 ☎022-267-1040
大崎市	古川祇園八坂神社例大祭	7/13～7/15	大崎市古川中島町	7月13日から15日までの三日間営まれ、神輿渡御行列・大名行列が旧市内を練り歩き、近郷近在から多くの参詣者が集まります。	祇園八坂神社 ☎0229-24-1977
川崎町	夏フェア2017	7/15～8/20	国営みちのく杜の湖畔公園	南地区の“彩のひろば”に咲き誇る夏の花“サルビア”や“マリーゴールド”などの見ごろに合わせ、夏休みの宿題にピッタリの工作体験や、笹舟流し・しゃぼん玉飛ばしができる「昔遊び大会」、カブトムシと直接触れ合えるカブトムシハウスなど、多数のイベントが開催されます。	みちのく公園管理センター ☎0224-84-5991
山元町	八重垣神社夏まつり	7/29 7/30(14:00～)	八重垣神社	土曜日の宵祭りには花火大会が、翌日には神輿渡御が行われます。(花火7/29 19:30～20:00)	八重垣神社 ☎0223-36-8320
仙台市	定義ホテルまつり	7/1 17:00～20:00	定義交流センター西側駐車場	ホテル観覧会のほか、広陵太鼓、ブチ音楽会、マジックショーやホテルのお話しなどのイベントが催され、夜店なども出店されます。	大倉四季探検実行委員会 ☎090-8924-6667

※予定が変更になる場合があります。詳しくは問い合わせ先にご確認ください。

各種相談窓口

東日本大震災で避難された皆さまのお悩み等にお答えする相談窓口をご紹介します。

避難者生活全般や帰郷に関する相談

窓口名(実施機関名)	相談内容	受付時間・連絡先	窓口名(実施機関名)	相談内容	受付時間・連絡先
高齢者の無料電話相談(仙台弁護士会)	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の皆様が抱える法律上の悩み・トラブルについてご本人やその家族・支援者等を対象として仙台弁護士会の弁護士が無料で電話相談にのります(1つの悩み事につき1回限定30分程度) *別途電話料金がかかります。 *相続、遺言、離婚、後見、介護、虐待、借金、契約をめぐるトラブルなど、お気軽にご相談下さい。 	☎022-224-6155 相談日時: 平日9:30～16:00	震災法テラスダイヤル(法テラス)	<ul style="list-style-type: none"> オペレータが震災に関するお問い合わせについて、法制度の紹介や被災された方の問題解決に役立つ相談窓口等の情報を提供します 	☎0120-078309(おなやみレスキュー) 相談日時:平日9:00～21:00 土曜日9:00～17:00 *上記電話番号は震災関連専用のダイヤルとなりますので、ご注意ください。
東日本大震災被災者対象無料電話法律相談(仙台弁護士会)	<ul style="list-style-type: none"> 弁護士が電話で無料相談に応じます(通話料は相談者負担) 現在又は東日本大震災時、宮城県内に在住の方を対象とします。 相談回数は同一案件について3回までです。 	☎022-223-2383 相談日時:毎週月曜日 9:00～17:00 (祝日を除く)	サボ弁!相談(宮城県サポートセンター支援事務所みやぎ被災者支援サポート弁護士)	<ul style="list-style-type: none"> サポートセンター・被災者支援NPOを支える無料法律相談サービスです 右記の相談電話に「サボ弁!」の相談です」とお伝えください 必要に応じて出張面談にも対応します 	〈受付〉 ☎022-265-8845 相談日時:平日午前10:00～午後4:00 (青葉法律事務所内)FAX:022-227-4678(24時間受付可能) 〈お問い合わせ〉宮城県サポートセンター支援事務所 〒980-0014仙台市青葉区本町3-7-4 (宮城県社会福祉会館3F) ☎022-217-1617 FAX022-217-1601 E-mail:miyagisaposen@mbr.sphere.ne.jp

みやぎの風景

宮城県内の復興の様子をご紹介します。



今春開校した石巻市立渡波中学校
(提供:石巻市)



修復を終えた石巻市指定文化財『旧観慶丸商店』
(提供:石巻市)



東松島市宮古地区に復興再生多目的施設『あおみな』が完成(提供:東松島市)



気仙沼市鹿折地区に『かもめ通り商店街』が完成(提供:気仙沼市)

ご意見をお寄せください

「ご意見等記入用紙」と「返信用封筒」を同封していますので、ご意見や感想などをお寄せください。みやぎ復興定期便の充実にに向けて活用させていただきます。また、今後の送付を希望しない場合は、「ご意見等記入用紙」でお知らせください。(発行スケジュールの都合により、不要のご連絡を頂いた方にも1～2号程度続けて送付される場合があります。あらかじめご了承ください。)